

改正後	現行
<p>別表（第二条関係）</p> <p>一・一の二（略）</p> <p>一 特例条例別表</p> <p>一の項に規定する大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための省令の規定による申請書等で別に規則で定めるもの</p> <p>イ 法第六条第三項に規定する第一種大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更の届出に係る書類</p> <p>ロ 法第七条第三項に規定する第一種大麻草採取栽培者免許証の再交付の申請に係る書類</p> <p>ハ 法第七条第四項の規定により返納する第一種大麻草採取栽培者免許証</p> <p>ニ 法第七条第五項の規定により返納する第一種大麻草採取栽培者免許証</p> <p>ホトト（略）</p> <p>チ 法第十二条の二第二項に規定する大麻草発芽不能未処理種子及び麻薬の事故の届出に係る書類</p> <p>リ 法第十二条の八第三項に規定する大麻草及び発芽不能未処理種子の譲渡しの届出に係る書類</p> <p>ス 大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則（令和六年厚生労働省令第百四十号。以下この項において「施行規則」という。）第一条の二に規定する第一種大麻草採取栽培者免許申請書</p> <p>ル 施行規則第四条第一項に規定する第一種大麻草採取栽培者の年間報告書</p> <p>ヲ 施行規則第八条第一項に規定する第一種大麻草採取栽培者免許取消届</p> <p>ヅ 施行規則第八条第三項に規定する第一種大麻草採取栽培者死亡等届</p> <p>三三三六（略）</p> <p>備考（略）</p>	<p>別表（第二条関係）</p> <p>一・一の二（略）</p> <p>一 特例条例別表</p> <p>一の項に規定する大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための省令の規定による申請書等で別に規則で定めるもの</p> <p>イ 法第六条第三項に規定する大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更の届出に係る書類</p> <p>ロ 法第七条第三項に規定する大麻草採取栽培者免許証の再交付の申請に係る書類</p> <p>ハ 法第七条第四項の規定により返納する大麻草採取栽培者免許証</p> <p>ニ 法第七条第五項の規定により返納する大麻草採取栽培者免許証</p> <p>ホトト（略）</p> <p>チ 法第十二条の二第二項に規定する大麻草の事故の届出に係る書類</p> <p>リ 法第十二条の五第二項に規定する大麻草の譲渡しの届出に係る書類</p> <p>ス 大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則（令和六年厚生労働省令第百四十号。以下この項において「施行規則」という。）第一条に規定する大麻草採取栽培者免許申請書</p> <p>ル 施行規則第四条に規定する大麻草採取栽培者の年間報告書</p> <p>ヲ 施行規則第八条第一項に規定する大麻草採取栽培者免許取消届</p> <p>ヅ 施行規則第八条第三項に規定する大麻草採取栽培者死亡等届</p> <p>三三三六（略）</p> <p>備考（略）</p>